

空き家対策における事例集

○条例又は法令に基づく緊急安全措置の取組

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
令和3年4月

1. 空き家条例に基づく緊急安全措置の事例 1/2

	条例上の規定			緊急安全措置の概要			
	措置の対象	通知・同意規定	費用徴収規定	対象物	措置の内容	実施部局	費用
北海道函館市	特定空家等	×	○	倉庫	・危険家屋の解体 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・飛散防止のためのシート・ネット等の設置による養生	都市整備課	約39万円
北海道恵庭市	空家等	○	○	戸建住宅	・剥落した屋根材等の撤去・移動 ・飛散のおそれがある屋根材の打ち付け・撤去	市民生活課	0.2万円
青森県弘前市	空き家	○	○	戸建住宅	・危険箇所の解体、補強 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・飛散のおそれがある部材の打ち付け ・通行等に支障のある枝葉の伐採	建築指導課	9.5万円
青森県平川市	空家等	○	○	戸建住宅	・危険家屋の解体 ・飛散防止のためのシート・ネット等の設置による養生	建設課	18.3万円
岩手県宮古市	空家等	○	○	戸建住宅	・危険家屋の解体 ・剥落した外壁材、屋根材等の撤去・移動	企画課	32万円
山形県米沢市	家屋等	○	○	戸建住宅	・危険箇所の解体、補強 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・飛散のおそれがある部材の打ち付け	都市整備課	16.4万円
山形県鶴岡市	空家等	○	○	立木	・通行等に支障のある枝葉の伐採	環境課	16万円
群馬県安中市	空き家等	○	○	店舗併用住宅	・危険箇所の解体、補強 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・飛散のおそれがある部材の打ち付け	地域創造課	27.3万円
千葉県旭市	空家等	○	○	戸建住宅	・危険箇所の解体	都市整備課 消防本部	0円
新潟県妙高市	空き家等	○	×	戸建住宅 店舗	・危険箇所の解体 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動	総務課 危機管理室	54万円
富山県砺波市	空き家等	○	○	戸建住宅	・危険箇所の解体 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・注意喚起のためのカラーコーンやロープ、看板等の設置 ・飛散防止のためのシート・ネット等の設置による養生	企画調整課	67万円

1. 空き家条例に基づく緊急安全措置の事例 2/2

	条例上の規定			緊急安全措置の概要			
	措置の対象	通知・同意規定	費用徴収規定	対象物	措置の内容	実施部局	費用
愛知県犬山市	空家等	×	○	旅館	・開放されている開口部(窓・門扉等)の閉鎖	都市計画課	13.2万円
愛知県稲沢市	空家等	×	○	戸建住宅等	・注意喚起のためのカラーコーンやロープ、看板等の設置 ・飛散防止のためのシート・ネット等の設置による養生	建築課	40万円
京都府京都市	特定空き家等	○	○	長屋	・崩落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・部材飛散防止のための単管足場及びシート設置による養生	まち再生・創造推進室	約71万円
大阪府八尾市	空き家等	×	○	戸建住宅	・危険箇所の補強 ・飛散のおそれがある部材の打ち付け	住宅政策課	4.6万円
兵庫県姫路市	特定老朽危険空家等	○	○	戸建住宅	・隣地への倒壊を回避するための倒壊等防止工事	住宅課	20万円
兵庫県尼崎市	特定空家等又は危険空家等	×	○	長屋	・落下の危険性のある残置物、瓦礫、外壁材等の撤去・移動 ・バルコ及び外壁への波板の設置	住宅政策課	55万円
愛媛県八幡浜市	空家等	○	○	倉庫	・危険箇所の解体 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動	建設課	22万円
佐賀県唐津市	空家空地等	×	○	戸建住宅	・危険箇所の解体 ・剥落した外壁材・屋根材の撤去、移動	空き家対策室	48.6万円
宮崎県宮崎市	空家等	○	×	店舗兼住宅	・危険箇所の解体、補強 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・飛散防止のためのシート・ネット等の設置による養生 ・開放されている開口部(窓・扉等)の閉鎖	建築指導課	76.7万円

北海道函館市

■対象物件の概要

対象物	倉庫【特定空家等】		
構造	木造・平家建	建築年	S44年頃
延床面積	約71㎡	敷地面積	約650㎡
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁や屋根の剥離による建物内部の露出 ・強風による部材や建物内物品の飛散、外壁・屋根材の剥落 		



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・危険家屋の解体 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・飛散防止のためのシート・ネット等の設置による養生 		
実施部局等	都市建設部都市整備課		
実施年月日	H30年3月26日	費用	約39万円
措置後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・措置内容及び費用請求について所有者の承諾を得た上で実施 ・費用は所有者が分割で納付中 		



○函館市空家等の適切な管理に関する条例

(緊急時の管理行為)

第9条 市長は、特定空家等のそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態が急迫しており、そのまま放置すると市民に重大な危害を及ぼすおそれがある場合で、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、当該特定空家等の所有者等に代わって、当該特定空家等の管理上最も適切な方法により、当該危険を回避するための必要最低限度の行為を行うことができる。この場合において、市長は、当該行為を行うために要した費用を当該所有者等に請求することができる。

北海道恵庭市

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅【空家等】		
構造	木造・平屋建	建築年	S42年
延床面積	54.54㎡	敷地面積	281.99㎡
措置前の状況	・屋根材の劣化による剥離があり、剥落・飛散のおそれ		



■緊急安全措置の概要

措置内容	・剥落した屋根材等の撤去・移動 ・飛散のおそれがある屋根材の打ち付け・撤去		
実施部局等	生活環境部市民生活課		
実施年月日	R2年8月7日	費用	0.2万円
措置後の状況	・費用については所有者から全額回収済み ・所有者による枝葉の伐採等を確認		



○恵庭市空家等の適正な管理に関する条例

(緊急安全措置)

第7条 市長は、空家等の状態に起因して、市民等の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又はそのおそれがあり、所有者等に必要な措置を行わせる時間的余裕がなく緊急に当該措置を行う必要がある場合に限り、当該危害の拡大を防ぎ、又は予防するための必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により自ら又はその命じた者若しくは委任した者により措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を所有者等に通知しなければならない。

3 市長は、前項の通知をしようとする場合において、所有者等を確知できないときは、当該通知の内容を告示することによりこれに代えることができる。

4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等に対し請求するものとする。

青森県弘前市

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅【空き家】		
構造	木造・2階建	建築年	S32年
延床面積	76.03㎡	敷地面積	188.59㎡
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根部分の著しい破損 ・強風時には屋根材が大きくめくれ上がる状態 		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の解体、補強 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・飛散のおそれがある部材の打ち付け ・通行等に支障のある枝葉の伐採 		
実施部局等	建設部 建築指導課		
実施年月日	H30年9月3日	費用	9.5万円
措置後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・物件所有者の死亡、相続人全員の相続放棄により措置費用の請求ができないため、市が利害関係人となり相続財産管理人の選任を申し立て、費用回収済み ・建物は購入者が解体済み 		

措置後



○弘前市空き家等の活用、適正管理等に関する条例 (緊急安全措置)

第19条 市長は、現に空き家又は空き地の管理不全状態が著しい状態に達していることにより、その周辺地域に対する危害又は悪影響を防止するため緊急の必要があると認める場合は、当該空き家又は当該空き地の所有者又は管理者の同意を得ることなく、直ちに、その危害又は悪影響を防止するために必要な最低限度の措置をとることができる。

青森県平川市

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅【空家等】		
構造	木造・2階建	建築年	S44年
延床面積	90.72㎡	敷地面積	811.4㎡
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、壁等、建物の過半の崩壊 ・建築部材の飛散のおそれ 		



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・危険家屋の解体 ・飛散防止のためのシート・ネット等の設置による養生 		
実施部局等	建設部建設課		
実施年月日	R2年7月21日、22日	費用	18.3万円
措置後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者に事前説明の上、措置を実施し、所有者から費用回収済み ・廃材の撤去についても所有者に依頼済み 		



○平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例

(緊急安全措置)

第17条 市長は、空家等又は空地が危険な状態にあり、かつ、これを放置することにより市民等の生命、身体又は財産に被害を及ぼすことが明らかである場合であつて、所有者等に指導等を行う時間的余裕がないと認めるときに限り、原則として所有者等の同意を得て、当該空家等又は空地の危険な状態を緊急に回避するために必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を自ら講ずることができる。

2 市長は、前項の緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に要した費用を当該緊急安全措置に係る空家等又は空地の所有者等から徴収するものとする。

岩手県宮古市

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅【空家等】		
構造	木造垂鉛メッキ鋼板葺平屋建	建築年	不明
延床面積	47.93㎡	敷地面積	155.61㎡
措置前の状況	・家屋が倒壊し道路上に落下		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	・危険家屋の解体 ・剥落した外壁材、屋根材等の撤去・移動		
実施部局等	企画部企画課		
実施年月日	H29年4月21日	費用	32万円
措置後の状況	・法定相続人に対し応急措置通知及び納入通知書を送付し、分納を依頼中		

措置後



○宮古市空家等の適正管理に関する条例 (応急措置)

第7条 市長は、空家等が市民の生命、身体又は財産に損害を与え、若しくは与えるおそれがあると認められる場合であって、かつ、これらの保護のために緊急に措置を行う必要があると認められるときは、その損害を予防し、若しくはその拡大を防ぐために必要な最小限度の措置を自ら行い、又は委任した者に行わせることができる。

- 2 (略)
- 3 市長は、第1項の措置を行ったときは、当該措置に係る空家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

山形県米沢市

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅【家屋等】		
構造	木造・2階建	建築年	S54年
延床面積	104.73㎡	敷地面積	382.73㎡
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や軒の損壊 ・部材の飛散のおそれ 		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の解体、補強 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・飛散のおそれがある部材の打ち付け 		
実施部局等	建設部都市整備課		
実施年月日	H29年12月11日	費用	16.4万円
措置後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・措置後、相続財産管理人選任の申立てを行い、費用回収済み 		

措置後



○米沢市家屋等の安全管理に関する条例 (応急措置)

第6条 市長は、家屋等が危険な状態にあり、その程度が進むことを防止する措置が必要であつて、かつ、当該措置に緊急性があると認めるときは、家屋等を管理するために必要な最小限度の措置(以下「応急措置」という。)を講ずることができる。

2 市長は、応急措置を講じようとするとき及びこれを講じたときは、その内容を所有者等に通知するものとする。

3 市長は、応急措置を講じようとする場合及びこれを講じた場合において、所有者等を過失なくして確知することができないときは、応急措置の内容を公示するものとする。

山形県鶴岡市

■対象物件の概要

対象物	立木等【空家等】		
構造	木造・2階建	建築年	T3年
延床面積	290㎡	敷地面積	1,661㎡
措置前の状況	・空き家敷地内の竹が積雪により垂れ下がり、通行上の支障あり		



■緊急安全措置の概要

措置内容	・通行等に支障のある枝葉の伐採		
実施部局等	市民部環境課		
実施年月日	R2年10月25日	費用	16.2万円
措置後の状況	・複数の相続人から分割で費用全額回収済み		



○鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例

(応急措置)

第7条 市長は、空家等に、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合は、その危険な状態を解消し、危害を予防するため、必要な最小限度の措置(以下「応急措置」という。)を講ずることができる。

2 市長は、応急措置を講じたときは、遅滞なくその空家等の所有者等に通知するとともに、応急措置に要した費用を徴収するものとする。

3 市長は、応急措置を講じた空家等の所有者等又はその所在を確認することができないときは、当該応急措置の内容を公示するものとする。

群馬県安中市

■対象物件の概要

対象物	店舗併用住宅【空き家等】		
構造	木造・2階建	建築年	S43年
延床面積	83.13㎡	敷地面積	84.75㎡
措置前の状況	・建築物の一部の倒壊		



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の解体、補強 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・飛散のおそれがある部材の打ち付け 		
実施部局等	産業政策部地域創造課		
実施年月日	H29年12月11日	費用	27.3万円
措置後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人による分割納付の申出を了承 (令和4年度に措置費用を全額回収予定) 		



○安中市空き家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例

(緊急安全措置)

第9条 市長は、空き家等の状態に起因して人の生命、身体又は財産に被害が生ずるおそれがあり、かつ、当該被害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防止するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 (略)

3 市長は、第1項の措置に要した費用を当該措置に係る空き家等の所有者等に請求するものとする。

千葉県旭市

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅【空家等】		
構造	軽量鉄骨造・2階建	建築年	不明
延床面積	約80㎡	敷地面積	150㎡
措置前の状況	・台風等の被害により全面倒壊		



措置前

■緊急安全措置の概要

措置内容	・危険箇所の解体		
実施部局等	都市整備課、消防本部		
実施年月日	H30年10月2日	費用	0円
措置後の状況	-		



措置後

○旭市空き家等の適切な管理に関する条例 (緊急安全措置)

第7条 市長は、適切な管理の行われていない空家等に倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれがある状態が急迫しており、そのまま放置すると市民に重大な危害を及ぼすおそれがある場合で、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは当該空家等の所有者等に代わって、当該危険を回避するための必要最低限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、第一項の措置を講じた場合において、当該空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を告示するものとする。

4 市長は第一項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。

新潟県妙高市

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅・店舗【空き家等】		
構造	木造垂鉛メッキ鋼板葺2階建	建築年	S45年8月
延床面積	143.11㎡	敷地面積	1,207㎡
措置前の状況	・屋根の積雪により建物の一部が倒壊		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	・危険箇所の解体 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動		
実施部局等	総務課 危機管理室		
実施年月日	H29年1月31日～2月3日	費用	54万円
措置後の状況	・費用は分割で回収中		

措置後



○妙高市空き家等の適正管理に関する条例 (緊急安全措置)

第20条 市長は、空き家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講ずるときは、当該空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該空き家等の所有者等に通知(所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、告示)をしなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

富山県砺波市

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅【空き家等】		
構造	木造・2階建	建築年	S30年
延床面積	155.01㎡	敷地面積	138.24㎡
措置前の状況	・住宅の外壁が一部崩落		



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の解体 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・注意喚起のためのカラーコーンやロープ、看板等の設置 ・飛散防止のためのシート・ネット等の設置による養生 		
実施部局等	企画総務部企画調整課		
実施年月日	H29年4月21日	費用	67万円
措置後の状況	・費用は空き家管理者から月々分割して回収中		



○砺波市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例

(緊急安全措置)

第15条 市長は、危険な状態が切迫している空き家等について、所有者等が自ら危険な状態を回避することができない特別な理由があると認めるときは、必要な最低限度の措置を所有者等に代わって行い、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

2 市長は、前項の規定による緊急安全措置を行う場合は、予め所有者等の同意を得るものとする。

愛知県犬山市

■対象物件の概要

対象物	非住宅・旅館・宿泊所【空家等】		
構造	RC造・4階建	建築年	S46年
延床面積	966.44㎡	敷地面積	639.13㎡
措置前の状況	・1階の窓が全て割れており、放火等のおそれ		



■緊急安全措置の概要

措置内容	・開放されている開口部(窓・門扉等)の閉鎖		
実施部局等	都市整備部都市計画課		
実施年月日	R2年3月30日	費用	13.2万円
措置後の状況	・所有者を直接訪問し、費用回収済み		



○犬山市空家等の適正な管理に関する条例 (緊急措置)

第6条 市長は、空家等について老朽化等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険が切迫していると認める時は、その危険を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収することができる。

愛知県稲沢市

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅・その他【空家等】		
構造	木造・平屋建て	建築年	不明
延床面積	208.26㎡	敷地面積	583.96㎡
措置前の状況	・前面道路に屋根瓦等の飛散するおそれ		



■緊急安全措置の概要

措置内容	・注意喚起のためのカラーコーンやロープ、看板等の設置 ・飛散防止のためのシート・ネット等の設置による養生		
実施部局等	建設部建築課		
実施年月日	H30年3月13日	費用	40万円
措置後の状況	・費用を分割で回収済み		



○稲沢市空家等の適切な管理に関する条例

(緊急安全措置)

第4条 市長は、空家等の老朽化等により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、所有者等の特定に時間を要する場合等に関し、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

京都府京都市

■対象物件の概要

対象物	長屋【特定空き家等】		
構造	木造・2階建	建築年	不明
延床面積	約50㎡	敷地面積	約45㎡
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根材の脱落や外壁の一部の崩落 ・外壁材が隣家にもたれかかっている状態 		



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・崩落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・部材飛散防止のための単管足場及びシート設置による養生 		
実施部局等	都市計画局 まち再生・創造推進室		
実施年月日	R元年11月20日	費用	約71万円
措置後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・登記上の建物所有者は死亡しており、40名以上の法定相続人が存在 ・一部の法定相続人からは相続放棄する旨の話があったため、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の市への提出を当該者に働きかける等により、市から家庭裁判所への相続放棄に係る事務を省力化しつつ、所有者等の早期確定に向け対応中 		



○京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例 (緊急安全措置)

第19条 市長は、特定空き家等の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該特定空き家等の所有者等の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該特定空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該特定空き家等の所有者等に通知(所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあつては、公告)をしなければならない。

3 第1項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

大阪府八尾市

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅【空き家等】		
構造	木造・2階建	建築年	S52年
延床面積	59.13㎡	敷地面積	51.94㎡
措置前の状況	・外壁材に剥離が見られ落下等のおそれがあった。		



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の補強 ・飛散のおそれがある部材の打ち付け 		
実施部局等	建築部住宅政策課		
実施年月日	H29年10月27日	費用	4.6万円
措置後の状況	・費用回収に向け、不在者財産管理人選任の申立てを実施		



○八尾市空き家等の適正管理に関する条例

(応急措置)

第12条 市長は、管理不良な状態にある空き家等に危険な状態が切迫し、市民等の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認められるときは、当該空き家等に対して、その危害の防止のために必要最小限の措置(以下この条において「応急措置」という。)を講ずることができる。

2 市長は、応急措置を講じたときは、所有者等から当該応急措置に係る費用を徴収することができる。

兵庫県姫路市

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅【特定老朽危険空家等】		
構造	木造・2階建	建築年	S3～16年頃
延床面積	75.19㎡	敷地面積	349.00㎡
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の一部の陥没し、瓦の落下 ・外壁の傾斜及び剥離 		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	・隣地への倒壊を回避するための倒壊等防止工事		
実施部局等	住宅課		
実施年月日	H29年12月13日	費用	20万円
措置後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅課のほか、行財政改革推進課・法制課が債権者となり、民事訴訟法に定める支払督促手続を行うため、簡易裁判所に支払督促申立書及び代理人指定書を提出 		

措置後



○姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例

(応急措置)

第10条 市長は、特定老朽危険空家等による人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、応急措置として当該被害を防ぐために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置をしようとするときは、事前に当該措置の内容を当該特定老朽危険空家等の所有者等に通知しなければならない。この場合において、市長は、当該特定老朽危険空家等の所有者等を確知することができないときは、当該措置の内容を公告するものとする。

3 市長は、第1項の措置に要した費用を当該特定老朽危険空家等の所有者等に負担させるものとする。

4 市長は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

兵庫県尼崎市

■対象物件の概要

対象物	長屋【特定空家等又は危険空家等】		
構造	木造・2階建	建築年	S46年
延床面積	89.90㎡	敷地面積	68.19㎡
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・バルコニーの一部の崩落 ・瓦礫等の落下・飛散のおそれ ・外壁のひび割れ等から雨水が侵入し、崩落のおそれ 		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・落下の危険性のある残置物、瓦礫、外壁材等の撤去・移動 ・バルコニー及び外壁への波板の設置 		
実施部局等	住宅政策課		
実施年月日	R2年9月18日	費用	55万円
措置後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者は死亡しており、相続人不存在 ・土地の所有権は当該建物所有者とその他数名の共有 ・他の共有者と売却に向けた協議を行った上で、財産管理制度を利用し、費用回収を行う予定 		

措置後



○尼崎市危険空家等対策に関する条例

(応急措置)

第12条 市長は、特定空家等又は危険空家等の倒壊等により人の生命、身体又は財産に重大な危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、その危害を避けるために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定により措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等又は危険空家等の所有者等から徴収することができる。

愛媛県八幡浜市

■対象物件の概要

対象物	非住宅・倉庫【空家等】		
構造	木造	建築年	不明
延床面積	46.01㎡	敷地面積	411㎡
措置前の状況	・倒壊のおそれ		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の解体 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 		
実施部局等	産業建設部建設課		
実施年月日	R2年7月14日	費用	22万円
措置後の状況	・所有者の支払状況を確認中		

措置後



○八幡浜市空家等対策の推進に関する条例 (緊急安全措置)

第15条 市長は、保安上著しく危険な状態の空家等について、公共の安全を確保するため緊急の必要がある場合には、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最小限度の措置をとることができる。

2 市長は、前項の措置をとったときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

3 市長は、第1項の措置をとったときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を所有者等に通知するものとする。

佐賀県唐津市

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅【空家空地等】		
構造	木造・2階建	建築年	不明(未登記)
延床面積	不明(未登記)	敷地面積	2,875㎡
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の大部分の崩落、瓦の剥落 ・外壁が隣家にのしかかっている状態 		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の解体 ・剥落した外壁材・屋根材の撤去、移動 		
実施部局等	市民部空き家対策室		
実施年月日	H28年1月29日	費用	48.6万円
措置後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者から分割で費用徴収中 		

措置後



○唐津市空家空地等の適正管理に関する条例

(緊急安全措置)

第11条 市長は、空家空地等が著しく危険な状態にあり、その状態を放置することにより、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に違反しない限りにおいて、当該危険な状態を解消するために必要な最低限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとする。

宮崎県宮崎市

■対象物件の概要

対象物	店舗兼住宅【空家等】		
構造	木造・2階建	建築年	不明
延床面積	69.41㎡	敷地面積	164.82㎡
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の剥離、屋根瓦の破損 ・部材の飛散・落下 ・崩落のおそれ 		



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の解体、補強 ・剥落した外壁材・屋根材等の撤去・移動 ・飛散防止のためのシート・ネット等の設置による養生 ・開放されている開口部(窓・扉等)の閉鎖 		
実施部局等	都市整備部建築指導課		
実施年月日	H28年6月10日	費用	76.7万円
措置後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当該空き家を特定空家等に認定し、最終的な除却に至るまで、助言・指導、勧告を実施 		



○宮崎市空家等対策の推進に関する条例

(緊急安全措置)

第11条 市長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場その他の公共の場所において、人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害(以下この条において「危害等」という。)を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最小限度の措置をとることができる。

2 市長は、前項の措置をとったときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、第1項の措置をとった場合において、当該措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を告示するものとする。

2. 他法令に基づく緊急安全措置の事例

	他法令上の規定		緊急安全措置の概要			
	法律名	条項	対象物	措置の内容	実施部局	費用
北海道湧別町	災害対策基本法	第62条第1項 第64条第2項	店舗併用住宅	・落下した看板の修復、下地の補強 ・看板の落下するおそれがある部分の補強	企画財政課	0円
青森県東北町	災害対策基本法	第62条第1項 第64条第2項	戸建住宅	・ロープによる飛散防止	東北消防署	2～3万円
秋田県鹿角市	災害対策基本法	第62条第1項 第64条第2項	店舗併用住宅	・倒壊建物の残存箇所の解体 ・散乱した建築材の敷地内への移動	市民共同課	7.3万円
茨城県水戸市	災害対策基本法	第62条第1項 第64条第2項	店舗併用住宅	・外壁の一部切断 ・ロープによる固定	防災・危機管理課 南消防署	0円
千葉県鎌ヶ谷市	災害対策基本法	第62条第1項 第64条第2項	戸建住宅	・屋根材の撤去	消防本部	0円
愛知県清須市	災害対策基本法	第62条第1項 第64条第2項	戸建住宅	・飛散の可能性のあるトタン等の除去	防災部局 消防	0円
宮城県石巻市	道路法	第44条の2	戸建住宅	・市道にはみ出した草木の撤去	建設部道路第1課	0円
島根県太田市	道路法	第44条の2	戸建住宅	・市道にはみ出した壁材・屋根材等の撤去・移動 ・注意喚起のためのカラーコーンやロープ、看板等の設置 ・通行止	建設部土木課	26.8万円
愛媛県四国中央市	道路法	第44条の2	立木	・歩行者の通行上支障となる枝葉の除伐	建設部建設課	0円

北海道湧別町(災害対策基本法に基づく措置の事例)

■対象物件の概要

対象物	店舗兼用住宅		
構造	木造亜鉛鋼板葺2階建	建築年	S38年 (S51年増築)
延床面積	347.49㎡	敷地面積	384.43㎡
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁(看板)の一部が強風により歩道に落下 ・下地が腐食しており、台風等によりさらに落下・飛散するおそれ 		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・落下した看板の修復、下地の補強 ・看板の落下するおそれがある部分の補強 		
実施部局等	企画財政課(措置は建設課所属の大工による)		
実施年月日	R2年8月31日	費用	0円
措置後の状況	-		

措置後



○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)

(市町村長の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 (略)

(応急公用負担等)

第六十四条 (略)

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

青森県東北町(災害対策基本法に基づく措置の事例)

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅		
構造	木造2階建て	建築年	S48年
延床面積	97.44㎡	敷地面積	772㎡
措置前の状況	・強風により屋根が剥がれて飛散		

■緊急安全措置の概要

措置内容	・ロープによる飛散防止		
実施部局等	東北消防署		
実施年月日	R2年3月23日	費用	2~3万円程度
措置後の状況	・後日、所有者が屋根を剥がし、強風等により飛散しないように処置を実施		

措置前



措置後



○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)

(市町村長の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 (略)

(応急公用負担等)

第六十四条 (略)

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

秋田県鹿角市(災害対策基本法に基づく措置の事例)

■対象物件の概要

対象物	店舗併用住宅		
構造	木造・2階建	建築年	S44年
延床面積	160.72㎡ 1階82.41㎡、2階78.31㎡	敷地面積	
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪超過により2階部分が倒壊 ・倒壊した屋根や建築材が市道に散乱 		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊建物の残存箇所の解体 ・散乱した建築材の敷地内への移動 		
実施部局等	市民部 市民共動課		
実施年月日	H27年2月19日	費用	7.3万円
措置後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・雪解け後に、行政代執行により倒壊建物の撤去工事を実施 		

措置後



○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号) (抄)

(市町村長の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 (略)

(応急公用負担等)

第六十四条 (略)

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

茨城県水戸市(災害対策基本法に基づく措置の事例)

■対象物件の概要

対象物	店舗兼用住宅 2棟		
構造	木造・平家建	建築年	不明
延床面積	71.07㎡(2棟のうちの登記が行われている1棟)	敷地面積	不明
措置前の状況	・外壁と一体的な看板が強風により剥離するおそれ		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	・外壁の一部切断、ロープによる固定		
実施部局等	市民協働部防災・危機管理課(当時)、消防本部南消防署		
実施年月日	H30年8月17日	費用	0円
措置後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・2棟とも、所有者又は管理者の連絡先が判明 ・2棟のうち、1棟(写真左側)は、H30年10月4日に、解体されていることを確認。 ・もう1棟は、所有者が解体に向けて検討中 		

措置後



○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)

(市町村長の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 (略)

(応急公用負担等)

第六十四条 (略)

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

千葉県鎌ヶ谷市(災害対策基本法に基づく措置の事例)

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅		
構造	木造・2階建	建築年	不明
延床面積	95.58㎡	敷地面積	189.42㎡
措置前の状況	・台風の影響により屋根の一部のめくれ上がり		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	・屋根材の撤去(撤去材は敷地内に養生の上仮置き)		
実施部局等	消防本部		
実施年月日	R元年9月17日	費用	0円
措置後の状況	・措置後の状況は変化無し		

措置後



○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)

(市町村長の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 (略)

(応急公用負担等)

第六十四条 (略)

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

愛知県清須市(災害対策基本法に基づく措置の事例)

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅		
構造	木造・2階建	建築年	不明
延床面積	約60㎡	敷地面積	約80㎡
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・台風発生約1か月前に火災により一部焼失 ・焼け残ったトタン・梁等が飛散・崩落し周辺に被害を及ぼすおそれ 		

措置前



■緊急安全措置の概要

措置内容	・飛散の可能性のあるものの除去		
実施部局等	市防災部局・消防		
実施年月日	R元年8月14日	費用	0円
措置後の状況	・飛散の可能性があったトタン・梁を撤去したため、周辺への被害はなかった。		

措置後



○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)(抄)

(市町村長の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 (略)

(応急公用負担等)

第六十四条 (略)

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

宮城県石巻市(道路法に基づく措置の事例)

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅		
構造	木造・1階建	建築年	S33年
延床面積	不明(未登記)	敷地面積	194.41㎡
措置前の状況	・草木の繁茂		



措置前

■緊急安全措置の概要

措置内容	・市道にはみ出した草木の撤去		
実施部局等	建設部道路第1課		
実施年月日	R2年7月17日	費用	0円
措置後の状況	-		



措置後

○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)

(違法放置等物件に対する措置)

第四十四条の二 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

一 (略)

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

島根県大田市(道路法に基づく措置の事例)

■対象物件の概要

対象物	戸建住宅		
構造	木造・平屋建	建築年	T5年
延床面積	395㎡	敷地面積	595㎡
措置前の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の一部の倒壊 ・壁材や屋根材の飛散 		



措置前

■緊急安全措置の概要

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市道にはみ出した壁材・屋根材等の撤去・移動 ・注意喚起のためのカラーコーンやロープ、看板等の設置 ・通行止め 		
実施部局等	建設部土木課		
実施年月日	R2年10月21日	費用	26.8万円
措置後の状況	・措置後、所有者により除却		



措置後

○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)

(違法放置等物件に対する措置)

第四十四条の二 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

一 (略)

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

愛媛県四国中央市(道路法に基づく措置の事例)

■対象物件の概要

対象物	立木		
構造	RC造・2階建	建築年	S51年
延床面積	125㎡	敷地面積	121㎡
措置前の状況	・立木による建築限界の侵害		



■緊急安全措置の概要

措置内容	・歩行者の通行上支障となる枝葉の除伐		
実施部局等	建設部建設課(市道管理担当課)		
実施年月日	R1年7月31日	費用	0円
措置後の状況	-		



○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)

(違法放置等物件に対する措置)

第四十四条の二 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

一 (略)

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

(参考)空家等への措置が考えられる他法令の規定

○災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

(市町村長の応急措置)

第六十二条第一項 ※条文は各事例に記載のため省略

(応急公用負担等)

第六十四条第二項 ※条文は各事例に記載のため省略

○道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)

(違法放置等物件に対する措置)

第四十四条の二第一項第二号 ※条文は各事例に記載のため省略

○災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)(抄)

(救助の対象)

第二条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市(特別区を含む。以下同じ。)町村(以下「災害発生市町村」という。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

一～九 (略)

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

○災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)(抄)

(救助の種類)

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一 (略)

二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)(抄)

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第十九条の七 第十九条の四第一項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。

一～三 (略)

四 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第十九条の四第一項又は第十九条の四の二第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。